

鳥取県告示第624号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

児童福祉法第56条第2項に基づく徴収金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部子育て支援総室家庭福祉室

室長 宮本 則明

副主幹 但馬 浩生

主事 宮本 佳世子

主事 中村 安弥子

3 委任期間

平成22年10月20日から平成23年3月31日まで